

補助対象条件	
☒	【共通事項】住宅、2世帯住宅、賃貸住宅、空き家
	築後10年を経過している
	嘉手納町内に定住が見込める
	同居者全員が町税及び町が徴収する料金等を滞納していない
	住宅リフォームの工事を着手していない（工事が始まっている又は完了している場合は申請できません）
	総工事費が10万円以上である（消費税及び地方消費税を含む）
	施工業者は、町内に本社がある法人又は町内に住民登録をしている個人事業者である
	国、県又は町の他の制度による補助又は貸付けの有無（申請書の【確認事項】に 有・無 の記入欄あり） ※ 例：リフォーム工事と同時期に防音工事を行うなど
	今年度2月末までに工事完了の実績報告が提出できる工事であること
	1住宅について1回の補助となる
☒	2世帯住宅
	同一建物内で明確に区画され、台所、水洗便所、浴室、居室がそれぞれに設置されている住宅である
	所有者が申請する場合、他世帯主の同意を得ていること
	所有者ではない世帯が申請する場合、住宅所有者の同意を得ていること
☒	賃貸住宅、空き家
	所有者が申請する場合、借主の同意を得ていること（空き家は除く）
	借主が申請する場合、住宅所有者の同意を得ていること
	空き家を借りようとしている者が申請する場合、実績報告までに本町の住民基本台帳に登録が必要
	空き室、空き家の場合 リフォーム工事完了後 実績報告と共に入居者募集広告 又は 賃貸契約書の写しを提出すること

手続きの流れ

- ① 受付期間に、必要書類を揃えて嘉手納町役場企画財政課へ提出してください。
予算の範囲内で実施予定です。
- ② 書類精査後申請者へ「補助金交付決定通知書」を交付します。
交付後に、工事着手して下さい。
※必要に応じて、申請時に現場確認を行います。
- ③ 工事完了後は1ヵ月以内に実績報告書、領収書の写し、写真等の必要書類を揃えて提出して下さい。
（変更がある場合は変更申請と写真、見積もり等必要書類を揃えて提出して下さい。）
※必要に応じて、完了現場確認を行います。
- ④ 提出書類を精査後、申請者へ「補助金交付確定通知書」を交付します。
- ⑤ 補助金交付請求書を提出して下さい。申請者の口座へ振り込みとなります。

